

認証関係申請(届出)添付資料等一覧表

別紙

申請又は届出事項 提出又は添付する書面	新規 認証	事業 の種 類の 変更	対 象と する 自動 車、 整備 又 は装 置の 種 類の 変更	業 務の 範囲 の変 更	相 続・ 合併 ・分 割	譲 受	事 業 者 名 又 は 住 所 の 変 更	事 業 場 の 名 称 の 変 更	事 業 場 の 所 在 地 の 変 更	役 員 の 変 更	積 置 屋 内 作 業 場 又 は 電 子 制 御 装 置 点 検 整 備 作 業 場 (面 積 又 は 間 口 若 し く は 奥 行 き の 長 さ) の 変 更	整 備 主 任 者 の 選 任 (解 任)	整 備 主 任 者 の 氏 名 の 変 更	願 自 動 車 特 定 整 備 事 業 の 証 明	自 動 車 特 定 整 備 事 業 の 廃 止
自動車特定整備事業の認証新規申請書(第1号様式(認証))	○														
自動車特定整備事業の変更(申請・届出)書(第2号様式(認証))(役員の変更のみの場合は第5号様式(認証))		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
自動車特定整備事業の廃止届出書(第3号様式(認証))															○
整備主任者(選任・変更)の届出書(第4号様式(認証))	○											○	○		
自動車特定整備事業の証明願(7号様式)														○	
申請者及び役員を特定できる書面※2	○				○	○	○			○					
事業場の所在地を証する書面※3	○								○						
作業場等平面図※4	○	(○)	(○)	(○)							○				
整備主任者の資格要件を満たすことを証する書面※5	○											○			
交付を受けている認証書		○	○	○											○
【ガソリン及び液化石油ガスを燃料とする原動機の点検を行う事業場の場合】一酸化炭素測定器及び炭化水素測定器に係る国土交通大臣が定める技術上の基準に適合していることを証する書面※1	○	(○)	(○)	(○)											
【電子制御装置整備を行う場合】自動車の型式に固有の技術上の情報(自動運行装置の特定整備を行わない場合は当該装置の情報を除く)及び運行補助装置のエーミング作業に必要な機器を入手することができる体制を確認できる書面	○	(○)	(○)												
【電子制御装置点検整備作業場を事業場所在地以外に設置する場合】土地の使用に係る契約書写し	○	(○)	(○)								(○)				
【電子制御装置点検整備作業場を他の事業者と共同使用する場合】共同使用に関する契約書写し及び共用設備の位置及び面積を記載した書面	○	(○)	(○)								(○)				
【分解整備及び電子制御装置整備を行う事業者が施行規則第3条第8号ハの作業を行う事業者の作業場を事業場所在地以外に設置する場合】施行規則第3条第8号ハの作業を行う事業者との契約書写し	○	(○)	(○)								(○)				
【改正法前に認証を受けた自動車分解整備の事業場が電子制御装置整備の追加を行ったときに、分解整備及び電子制御装置整備を行う事業場としての整備主任者の要件を満たさなくなる者いる場合】令和3年3月31日までに選任手続ができるよう、電子制御装置整備整備主任者資格取得講習を受講する計画		(○)	(○)												
氏名又は名称(役員)及び住所について変更された事項を証する書面※2							○								
相続、合併及び分割の事実を証する書面※6					○										
譲渡の事実を証する書面※7						○									
氏名の変更を証する書面※8													○		

()は必要に応じ添付する書面

- ※1 自動車検査用機械器具基準適合性試験成績書、自動車検査用機械器具校正結果証明書等の写し若しくは自動車検査用機械器具の技術基準適合証明番号標(証明番号標)、自動車検査用機械器具検査番号標(検査番号標)の写し【ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする原動機を対象とするものに限る】
- ※2 申請者が法人にあっては商業登記簿謄本等、申請者が個人にあっては住民票等
- ※3 土地又は建物の登記簿謄本、建築物の確認済証の写し等
- ※4 作業場等のレイアウト、寸法、縮尺、方位等を記載した図面
- ※5 技能検定合格証書の写し、技能検定合格証明書の写し、自動車整備士技能者手帳の写し、電子制御装置整備整備主任者資格取得講習修了証等
- ※6 商業登記簿謄本等
- ※7 譲渡証明書等
- ※8 戸籍抄本等